

# 平成 26 年度 志布志市人事行政の運営等の状況について公表します

志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 6 条の規定により、志布志市におけるその概要を公表します。これは人事行政の運営等の状況を広く市民の皆さんに公表し、公平性・透明性を高めることを目的としています。詳細については、市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先：総務課 人事厚生係 Tel: 474-1111 (内線 213)

## 職員の福祉及び利益の保護の状況

- ◆ 職員の健康診断の状況 (平成 26 年度)
  - 定期健康診断 受診者数：1,677 人
  - 人間ドック 受診者数：1,448 人

| 区分    |          | 回数 (回) | 人数 (人) |
|-------|----------|--------|--------|
| 一般研修  | 自治研修所    | 8      | 63     |
| 専門研修  | 自治研修所等   | 2      | 2      |
| 市単独研修 | 人事評価研修ほか | 24     | 964    |

## 職員研修の状況

- ◆ 互助会への公費負担 (平成 26 年度)
  - 会員数：3,422 人
  - 公費負担額：2,077,900 円
  - 会員掛金総額：2,457,800 円
  - 公費負担率：45.8%
  - 公費負担内容：人間ドック 助成等

## 職員の任免及び職員数に関する状況

- ◆ 職員の採用の状況 (平成 27 年 4 月 1 日採用)
  - ① 一般事務 A：3 人
  - ② 一般事務 B：2 人
  - ③ 建築技術：1 人
- ◆ 一般行政職の級別職員数の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)
  - ① 課長
  - ② 係長
  - ③ 主任
  - ④ 主査
  - ⑤ 主事
  - ⑥ 技師
  - ⑦ 技師補
  - ⑧ 主事補
  - ⑨ 技師補

| 区分       | 6 級 | 5 級     | 4 級            | 3 級     | 2 級   | 1 級            |
|----------|-----|---------|----------------|---------|-------|----------------|
| 標準的な職務内容 | 課長  | 課長補佐 主幹 | 係長 主任主査 技師主任主査 | 主査 技術主査 | 主事 技師 | 主事 技師補 主事補 技師補 |
| 職員数 (人)  | 24  | 81      | 85             | 33      | 19    | 18             |
| 構成比 (%)  | 9.2 | 31.2    | 32.7           | 12.7    | 7.3   | 6.9            |

- ◆ 職員の退職の状況 (平成 26 年 4 月 1 日)
  - ① 定年退職：4 人
  - ② 勧奨退職：1 人
  - ③ その他退職：1 人

※平均給与額は、平均給料月額に扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当などを加えたものです。

| 区分    | 平均給料月額 (円) | 平均給与月額 (円) | 平均年齢 (歳) |
|-------|------------|------------|----------|
| 一般行政職 | 325,100    | 380,220    | 43.3     |
| 技能労務職 | 355,200    | 364,967    | 57.2     |

## 職員の給与等の状況

◆ 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

| 区分  | 一般行政職 (円) | 技能職 (円) | 国の制度 [行政職] (円) |
|-----|-----------|---------|----------------|
| 大学卒 | 172,200   | -       | 172,200        |
| 高校卒 | 140,100   | 137,200 | 140,100        |

◆ 職員の初任給の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

| 区分       | 男性 | 女性 | 計  |
|----------|----|----|----|
| 退職 (H26) | 5  | 1  | 6  |
| 採用 (H26) | 4  | 2  | 6  |
| 増減       | -1 | +1 | ±0 |

## 部門別職員数の状況

| 区分           | 職員数 (人) |     | 対前年増減数 (人) |     |
|--------------|---------|-----|------------|-----|
|              | H25     | H26 | H25        | H26 |
| 福祉関係を除く一般行政職 | 206     | 202 | -4         | -4  |
| 福祉関係         | 57      | 58  | 0          | +1  |
| 一般行政計        | 263     | 260 | -4         | -3  |
| 特別行政 (教育)    | 44      | 42  | 0          | -2  |
| 公営企業等        | 32      | 30  | 1          | -1  |
| 総合計          | 339     | 332 | -3         | -7  |

※職員数は一般職に属する職員数です (教育長及び非常勤職員を除きます)。

単位：千円

| 一般職員  | 給与費       |         |           | 1人当たり給与費 |
|-------|-----------|---------|-----------|----------|
|       | 給料        | 職員手当    | 計         |          |
| 307 人 | 1,196,103 | 576,621 | 1,772,724 | 5,774    |

※職員手当には退職手当を含みません。※職員数には教育長を含んでいます。

単位：千円

| 歳出総額       | 人件費       | 人件費率  |
|------------|-----------|-------|
| 19,513,978 | 3,158,087 | 16.2% |

◆ 歳出総額に占める人件費の割合 (平成 25 年度普通会計決算)

## 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- ◆ 職員の勤務時間 (一般職の標準的なもの)
  - 1 週間の勤務時間：38 時間
  - 平均取得日数：10.6 日
  - 消化率：27.8%
- ◆ 勤務条件に関する措置の要否の状況及び不利益処分について (平成 26 年度)
  - 該当なし

【単位：円】

| 区分   | 日当    |       | 宿泊料 (1夜につき) |        | 食卓料 (1夜につき) |
|------|-------|-------|-------------|--------|-------------|
|      | 甲地方   | 乙地方   | 甲地方         | 乙地方    |             |
| 市長   | 3,000 | 2,200 | 14,800      | 13,300 | 3,000       |
| 副市長  | 2,600 | 2,000 | 13,100      | 11,800 | 2,600       |
| 教育長  | 2,200 | 1,800 | 10,900      | 9,800  | 2,200       |
| 一般職員 |       |       |             |        |             |

※甲地方：県外片道 150km 以上の地域。乙地方：県内。別途半日当地域及び日当なし地域の定めがあります。

## 職員のサービスの状況

- ◆ 年次有給休暇の取得状況 (平成 26 年 1 月 1 日～12 月 31 日)
  - 対象職員 3,322 人
  - 平均取得日数：10.6 日
  - 消化率：27.8%

## 職員の休業の状況

- ◆ 育児休業の状況 (平成 26 年度)
  - 育児休業の承認件数：6 件
  - 自己啓発等休業の承認件数：0 件
- ◆ 分限処分者数 (平成 26 年度)
  - 心身の故障の場合：1 人
  - 休職：4 人

※勤務実績が良くない場合、職に必要な適格性を欠く場合・職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合・条例で定められた事由による場合の分限処分はありません。

## 職員の分限及び懲戒処分の状況

- ◆ 懲戒等処分者数
  - 地方公務員法第 29 条第 1 項及び同法第 33 条の規定違反
  - 懲戒等処分はありません

## その他の手当の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

| 区分   | 内容  | 金額 (円)     |
|------|---|------------|
| 扶養手当 | 配偶者   | 13,000     |
|      | 配偶者以外 1 人につき  | 6,500      |
|      | 配偶者のいない職員の扶養親族 (1 人目のみ)   | 11,000     |
| 住居手当 | 16 歳から 22 歳までの扶養親族 (1 人につき)   | 5,000 (加算) |
|      | 借家 (支給限度額)  | 27,000     |
| 通勤手当 | 持家  | 2,500      |
|      | 支給限度額 (40km 以上)   | 20,900     |
|      | 15km 未満：600 円 / 1km (2km 未満を除く) 15km 以上：8,900 円 + 2,400 円 / 5km (限度額) |            |

◆ 特別職の報酬等の状況 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

| 区分   | 月額 (円)  |
|------|---------|
| 市長   | 848,000 |
| 副市長  | 667,000 |
| 教育長  | 622,000 |
| 議長   | 402,800 |
| 副議長  | 316,600 |
| 各委員長 | 308,500 |
| 議員   | 294,000 |

## 特殊勤務手当の状況

- 税務手当：1,500 円 / 月
- (賦課)：1,500 円 / 月
- (徴収)：3,000 円 / 月
- (臨戸徴収)：3,000 円 / 日
- 防疫手当：300 円 / 日
- 徴収金徴収手当：300 円 / 日
- 保健師手当：1,000 円 / 月
- 行旅病人及び行旅死亡人取扱手当：500 円 / 日
- (保護等)：500 円 / 日
- [収容]：1,000 円 / 日
- 用地交渉手当：300 円 / 日
- ケースワーカー手当：5,000 円 / 月